

議案第15号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職) 第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略	(職) 第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(10) 省略 (11) 副参事 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略

(19) 省略
(20) 省略
(21) 省略
(22) 省略
(23) 省略
(24) 省略
(25) 省略
(26) 省略
(27) 省略
(28) 省略
(29) 省略
(30) 省略
(31) 省略
(32) 省略
(33) 省略
(34) 省略

2 前項第1号から第29号までの職は事務局職員、同項第30号から第34号までの職はその他の職員をもって充てる。

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。

2・3 省略

4 省略
5 省略

(20) 省略
(21) 省略
(22) 省略
(23) 省略
(24) 省略
(25) 省略
(26) 省略
(27) 省略
(28) 省略
(29) 省略
(30) 省略
(31) 省略
(32) 省略
(33) 省略
(34) 省略
(35) 省略

2 前項第1号から第30号までの職は事務局職員、同項第31号から第35号までの職はその他の職員をもって充てる。

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。

2・3 省略

4 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
5 省略
6 省略

<u>6</u>	省略
<u>7</u>	省略
<u>8</u>	省略
<u>9</u>	省略
<u>10</u>	省略
<u>11</u>	省略
<u>12</u>	省略
<u>13</u>	省略
<u>14</u>	省略
<u>15</u>	省略
<u>16</u>	省略
<u>17</u>	省略

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
第16条の3 学校に、副参事を置くことができる。					
2	副参事は、その学校の事務職員をもつて充てる。				
3	副参事は、校長の命を受け、重要な事務を処理する。				

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター管理規則（昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(職員の職)					
第5条 職員の職は、次のとおりとする。					
(1)～(3)	省略		(職員の職)		
			第5条 職員の職は、次のとおりとする。		
(1)～(3)	省略		(1)～(3)	省略	
			(4)	副参事	

(4) 省略
(5) 省略
(6) 省略
(7) 省略
(8) 省略
(9) 省略
(10) 省略
(11) 省略
(12) 省略
(13) 省略
(14) 省略
(15) 省略
(16) 省略
(17) 省略

(5) 省略
(6) 省略
(7) 省略
(8) 省略
(9) 省略
(10) 省略
(11) 省略
(12) 省略
(13) 省略
(14) 省略
(15) 省略
(16) 省略
(17) 省略
(18) 省略

2 前項第1号から第15号までの職は事務職員又は技術職員を、第16号及び第17号の職はその他の職員をもつて充てて。
2 前項第1号から第16号までの職は事務職員又は技術職員を、第17号及び第18号の職はその他の職員をもつて充てて。

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職員の職)		(職員の職)	
第3条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。		第3条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。	
(1)・(2) 省略		(1)・(2) 省略	
(3) 省略		(3) 副参事	
(4) 省略		(4) 省略	
		(5) 省略	

(5) 省略
(6) 省略
(7) 省略
(8) 省略
(9) 省略
(10) 省略
(11) 省略
(12) 省略
(13) 省略
(14) 省略
(15) 省略
(16) 省略
(17) 省略
(18) 省略

(6) 省略
(7) 省略
(8) 省略
(9) 省略
(10) 省略
(11) 省略
(12) 省略
(13) 省略
(14) 省略
(15) 省略
(16) 省略
(17) 省略
(18) 省略
(19) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

副参事を廃止するため、これらの規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を 改正する規則（案）の概要
--

1 改正理由

副参事を廃止するため、これらの規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

副参事の職の廃止

3 施行期日

公布の日（令和8年4月1日）